

チアムリン「科飼研」10% 100

動物用医薬品



糸抜はこちらから

ジテルペン系抗生物質製剤

要指示医薬品 指定 使用基準

チアムリン「科飼研」10%



20kg

チアムリン「科飼研」10% 100

製造販売元 株式会社 科学飼料研究所
東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

2016年 4月改訂

貯法 室温保存、密閉容器

承認指令書番号 24動薬第2147号

販売開始 2013年 11月

〔本質の説明又は製造方法〕

本剤は、ジテルペン系抗生物質のチアムリンフマル酸塩を有効成分とする飼料添加剤です。チアムリンフマル酸塩は、グラム陽性菌及びグラム陰性菌に抗菌作用を示すほか、マイコプラズマにも強い抗菌力を有します。

〔成分及び分量〕

本品1g中にチアムリンフマル酸塩として100mg(力価)を含有します。

〔効能又は効果〕

有効菌種

本剤感受性のフラキスピラ・ハイオディセンテリー、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ、ヘモフィルス・バラスイス、アクチノバシラス・ブルロニューモニエ、ローゾニア・イントラセルラーリス

適応症

豚：豚赤痢、豚マイコプラズマ肺炎、グレーサー病、胸膜性肺炎、慢性型豚増殖性腸炎

〔用法及び用量〕

(1) 豚赤痢、豚マイコプラズマ肺炎、グレーサー病、胸膜性肺炎

本剤の下記量を飼料に均一に混じて5～10日間経口投与する。

豚：飼料1kgあたり0.5～3g(チアムリンフマル酸塩(力価)として50～300mg)

(2) 慢性型豚増殖性腸炎

本剤の下記量を飼料に均一に混じて7日間経口投与する。

豚：飼料1kgあたり1.5g(チアムリンフマル酸塩(力価)として150mg)

〔使用上の注意〕

〔基本的事項〕

1 守らなければならないこと

〔一般的注意〕

- (1) 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- (4) 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- (5) 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品です。使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
豚：食用に供するためにと殺する前7日間

〔使用者に対する注意〕

- (1) 本剤は飼料混合時、鼻粘膜等を刺激することがあるので、取扱いに際してはマスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。

〔取扱い及び廃棄のための注意〕

- (1) 開封後は速やかに使用すること。
- (2) 本剤は飼料に均一に混合して使用すること。なお、本剤を混合した飼料は3週間以内に使いきる。本剤を飼料の一部に予備混合し、その後本混合することが望ましい。
- (3) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (4) 本剤はしゃ光して保管すること。また、直射日光、高温及び多湿を避けること。
- (5) 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- (6) 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (7) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないよう注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気を付けること

〔使用者に対する注意〕

- (1) 誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (2) 皮膚に付着したときは、石けん等でよく洗うこと。

〔豚に関する注意〕

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

〔専門的事項〕

〔重要な基本的注意〕

- (1) チアムリンを投与した豚の排泄物等に長時間接触することで皮膚炎、紅斑等の皮膚障害が認められたとの報告がある。

〔相互作用〕

- (1) 本剤はポリエーテル系の抗生物質(モネンジン、サリノマイシン等)との併用は避けること。

注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること
注意—使用基準の定めるところにより使用すること

〔製品情報お問い合わせ先〕

株式会社 科学飼料研究所 動薬部
〒370-1202 群馬県高崎市宮原町 3-3 TEL:027-347-3223

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maif.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

〔製造番号〕 C10

〔使用の期限〕